

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年四月十五日

奈良県教育委員会委員長 花 山 院 弘 匡

奈良県教育委員会規則第一号

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一奈良県立二階堂高等学校の項中「普通」を「キャリアデザイン」に改め、同表奈良県立法隆寺国際高等学校の項中「国際英語、国際教養」を「総合英語」に改め、同表奈良県立磯城野高等学校の項中「生産科学」を「農業科学、施設園芸」に改める。

「5 諸君の職名」を「5 その他参考となる事項」に改め
第五号様式中 6 その他参考となる事項

る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則別表第一に規定する奈良県立二階堂高等学校の全日制の課程の普通科、奈良県立法隆寺国際高等学校の全日制の課程の国際英語科及び国際教養科並びに奈良県立磯城野高等学校の全日制の課程の生産科学科は、この規則による改正後の奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則別表第一の規定にかかわらず、平成二十九年三月三十一日までの間、なお存続するものとする。